今井町防災会

(奈良県橿原市)

キーワード(活動内容)	町並み保存、文化財防災点検、消火器の設置・点検、巡回パトロール
連携状況	自治委員会、町並み保存会、町並み保存住民審議会、婦人会、親和会等の役員から構成される。

活 動 概 要

1．活動の経緯

今井町では、重要文化財として８件、県指定４件が指定されており、さらに江戸時代の町並みを残す本地区が「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されている。そのため、以前から今井町並み保存会が設立されていた。

町並み保存を行う上で防災の意識が根付いていくとともに、阪神・淡路大震災を契機に、防火・防災の重要性の認識が高まってきた。そこで、平成７年から自治委員会、町並み保存会、町並み保存住民審議会、婦人会、親和会などの団体により、防災会設立のための準備会が設けられ、議論がなされた。

その結果、平成８年１月２８日に「今井町防災会」設立総会を開催し、以後、他の団体と連携しながら活動している。防災会のリーダーである防災委員は、自治委員会、町並み保存会、婦人会、町並み住民審議会等の役員で構成され、２の(2)における活動等を各種団体と連携しながらスムーズに行える仕組みとしている。

＜組織図＞

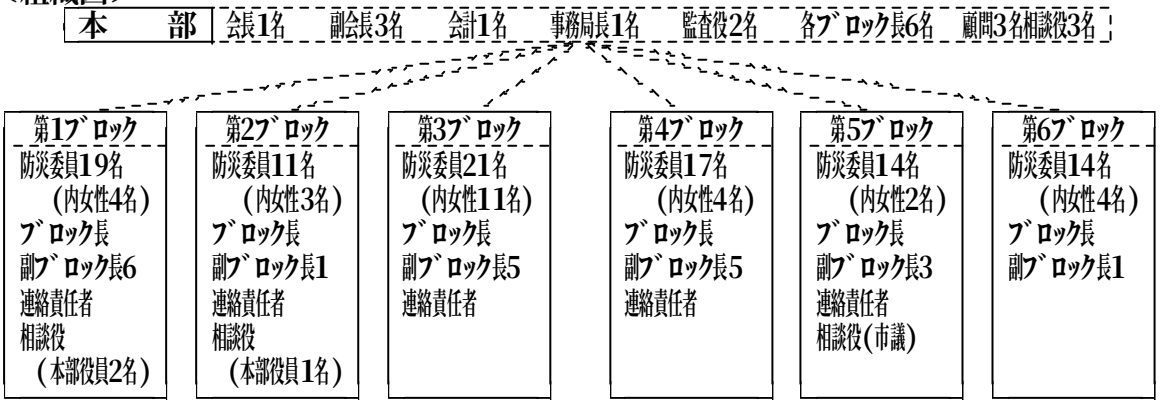

2．活動の内容

関係団体・機関と連携した活動内容は、以下のとおりである。

(1) 街角防火活動

消防署や消防団の指導を受けながら、天ぷら油による火災防止や消火器の取扱などを住民に周知するため、街角防火活動実施している。

(2) 年末パトロール

毎年、１２月２８日～３０日の午後１０時から１２時までの間に、今井町内の「歳末防犯防災パトロール」を親和会とともに実施している。

(3) 文化財防災点検

町並み保存会とともに、町内の重要文化財や「重要伝統的建造物群保存地区」の町並み等に関する防災点検を実施している。

３．活動における苦労・課題

地区内には高齢者が多く、若い世代は勤めに出ている人がほとんどであるため、若い世代の参加がほとんどないという問題がある。この問題を改善するため、現在防災会のメンバーとなっていないＰＴＡに今後参加を求め、若い世代の参加を促進することを考えている。本地区で行っている防災活動は、防災会の活動であるという見方がまだまだ強いこともあることから、今後はより一層、活動の際に各団体に呼びかけ、地域ぐるみ住民ぐるみとしての活動の充実を図っていく予定である。

４．今後の予定

今井町では、例年５月に「六斎市」、１０月に「秋まつり」が行われている。今後は防災意識の高揚と住民の連携を強めることを目的とした「防災フェスティバル」を１月末に実施する予定である。

また、街頭防火訓練など地域での防災活動を積極的に実施する予定である。

資 料 一 覧

資料１　(写真)今井町の町並み及び防災施設

①街並み

②街頭消火器

③生活広場

資料２　今井町防災会規約

資料３　今井町街並み環境整備事業概要(町内地図)

資料４　新聞記事(奈良新聞(98.8.30))

団体連絡先

担 当 者	今井町防災会副会長(大屋)、今井町並保存整備事務所
住　　所	〒634-0812　奈良県橿原市今井町１－１０－９　今井景観支援ｾﾝﾀｰ内
Ｔ Ｅ Ｌ	０７４４－２９－７８１５

①町並み

②街角消火器

③生活広場

資料２　今井町防災会規約

今 井 町 防 災 会 規 約

（名称）
第１条　この会は、今井町防災会（以下「本会」という）と称します。

（事務所の所在地）
第２条　本会の事務所は、今井景観支援センター内に置きます。

（目的）
第３条　本会は、「重要伝統的建造物群保存地区」に指定されている今井町と住民の貴重な生命と財産を災害から守るために住民の近隣共同の精神に基づく日常的な活動を全町民一体となって自主的に行うことにより、災害を軽減することを目的とします。

（活動）
第４条　本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行います。
１　防災知識の普及に関すること。
２　防災訓練（学習）の実施に関すること。
３　災害発生時における初期消火・救出救護に関すること。
４　災害発生時に必要な器具等の整備・点検に関すること。
５　その他、本会の目的達成に必要な活動。

（会員とブロック）
第５条　本会は、今井町１丁目～４丁目内に居住する住民をもって構成します。但し、北口町第５隣組エリアにある世帯及びローレルコート橿原を含めるものとします。
２　なお、本会の活動をより地域に密着したものとするために、全地域を６ブロックに分区します。具体的には別記の通りとします。
３　各ブロックに「ブロック運営規程」を定めます。

（役員）
第６条　本会の役員は、次のとおりとします。
１　会長　　１名
２　副会長　　若干名
３　事務局長　１名
４　会計　　１名
５　監査役　　２名
６　各ブロック長

（防災委員の選出）
第７条　本会の構成員は全住民とし、各ブロック毎に住民の中から防災委員を選出します。なお、防災委員の選出数は、概ね１０世帯に１名～２名を目安とします。

（役員の選任・任期）
第８条　本会の役員は、防災委員の互選とし、防災会議で承認します。
２　役員の任期は、２年とします。但し、再選することができます。なお、途中退任したときは、防災会議で補充することとし、任期は、前任者の残期間とします。

3　任期満了又は期間中に離任した場合においても後任者が決定するまでは、その任務の責任を負うものとします。

（顧問・相談役）
第９条　本会に、顧問・相談役を会長の委嘱に基づきおきます。
2　顧問、相談役は、本部役員会で推薦し、防災会議で承認します。
3　顧問及び相談役は、会長の諮問に応じるとともに、本会の会議に出席し意見を述べることができます。

（役員等の任務と役割）
第10条　会長は、本会を代表し、会務を統括します。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長の互選により会長代行者を決め、その職務を代行します。
3　事務局長は、本会の事務全般を処理します。
4　会計は、本会の会計を処理します。
5　監査役は、本会の会計を監査します。
6　ブロック長は、それぞれのブロックを統括します。

（会議）
第11条　本会の会議は、本部役員会議と防災会議・防災会総会とします。

（本部役員会）
第12条　本部役員会は、本会を統括し、第６条の役員で構成します。
2　本部役員会は、会長が招集し随時開催します。
3　本部役員会は、規約の改正・活動計画・予算及び決算をはじめ本会の運営などを協議し防災会議又は総会に提起します。

（防災会議）
第13条　防災会議は、本部役員と全防災委員で構成し、随時、会長が招集します。

（防災会総会）
第14条　毎年７月に開催する防災会議は「防災会総会」と位置づけ、本会の最高議決機関として活動報告・会計収支決算報告・監査報告を審議するとともに活動方針案・予算案・規約改正などについて審議します。

（会議の定足数・成立）
第15条　各会議は、構成者数の過半数の出席で成立とします。
2　各会議は、原則として満場一致とします。
3　各会議の議長は、会長があたります。

（諮問機関）
第16条　本会の諮問機関として、本部役員並びに各ブロック連絡責任者を構成員とした「拡大ブロック代表者会議」を随時開催します。

（専門部）
第17条　本会の具体的な活動を企画・立案するために、広報宣伝部・安全点検部・訓練学習部を設置します。
2　各部の構成など具体的事項は、本部役員会で協議し防災会議で決めます。

（会計）
第18条　本会に必要な経費は、市補助金をもって充てます。

（会計年度）
第19条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日までとします。

付則

１　第５条の地域分区を次の通りとします。

第１ブロック　新町　共栄町　蘇武橋町　中町
第２ブロック　材木町　柴小路　中蘇武町
第３ブロック　南町　南御堂町　東本町　学校通り
第４ブロック　西中町　西本町　西八幡町　東八幡町
第５ブロック　大工町　北口町　ドルチェ今井
第６ブロック　ローレルコート橿原

２　相談役は、橿原消防署予防課長　橿原消防団第９分団団長、今井町並み保存整備事務所より１名とします。

この規約は、平成７年１２月９日から実施します。
この規約は、平成８年２月２７日より一部改正し実施します。
この規約は、平成９年４月２６日より一部改正し実施します。
この規約は、平成１２年７月９日より一部改正し実施します。

資料３　今井町街並み環境整備事業概要（町内地図）

資料４　新聞記事（奈良新聞（98．8．30））

（1）　昭和21年11月7日第3種郵便物認可

今井の町並み 火魔から守れ

橿原市が着々と施設整備

江戸時代の町並みが残る橿原市今井町で、防火機能を強化するための取り組みが進んでいる。市は平成十六年度をめどに耐震型の防火水槽九基を埋設する計画で、地上には防災倉庫と観光用トイレを兼ねた「防災小屋」を併設する。すでに一棟が完成しており、周辺整備を待って今年度中にオープンしたいそうだ。

完成した防災小屋は床面積約六十五平方㍍。鉄筋コンクリートに木造風の外観を施したもので、一階と二階に倉庫があり、持ち運びできる可搬式放水ポンプやヘルメット、毛布などを収納している。一階のトイレは観光客用と防災者用の二種類。

周辺はベンチなどを置いた広場として整備し、防災、観光の両面で活用できるよう配慮。地下に容量八十㌧の防火水槽が埋設されており、可搬式の放水ポンプと併用することで消防車到着までの初期消火に役立てる。

ほかにも防火水槽の埋設を終了した所が一カ所あり、今年度中に防災小屋を建設する予定。

平成八年に発足した住民の自主防災組織「今井町防災会」も防災訓練や木造家屋の防火チェックなどの活動を展開しており、大原隆総事務局長（62）は「防災小屋や可搬式ポンプを使った訓練も行っていきたい」と話している。

防災小屋や耐震型地下水槽…

完成した防災小屋。景観に溶け込む町家風の外観が特徴（橿原市今井町で）

戻　る